

徳島県規則第五十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八条第一項第二号の項中「一未満」を「小数点以下一位未満」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
（費用弁償の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された費用弁償は、改正後の規則の規定による費用弁償の内払とみなす。